

議案第 2 6 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定及び廃止する。

よって、同法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	敷地の幅員 (最大～最小)
1	(認定路線) 市道第 1 1 1 4 号線	向日市物集女町北ノ口 5 9 番地 9 向日市物集女町坂本 5 番地 3	67.9 メートル	6.0メートル ～ 6.0メートル
2	(認定路線) 市道第 4 0 4 2 号線	向日市鶏冠井町堀ノ内 1 5 番地 2 地先 向日市鶏冠井町堀ノ内 1 2 番地 3	48.7 メートル	1.8メートル ～ 6.0メートル
3	(廃止路線) 市道第 4 0 4 2 号線	向日市鶏冠井町堀ノ内 1 5 向日市鶏冠井町堀ノ内 1 3 - 2	29.3 メートル	1.3メートル ～ 1.3メートル

(認定及び廃止の理由)

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条及び第 4 0 条に基づき、本市に帰属した道路について、道路法（昭和 2 7 年法律 1 8 0 号）第 8 条第 1 項により路線認定するとともに、路線が重複する市道について同法第 1 0 条第 1 項の規定により廃止するもの。

位置図

